

TAC/W セミナー司法書士 令和 3 年度司法書士筆記試験 直前ポイントチェック

民法

連帯債務

連帯債務者の 1 人に生じた事由の効力	
原 則	例 外
他の連帯債務者に影響を及ぼさない（民 § 441 本文； 相対的効力）※ ① 債務の承認による消滅時効の更新 ② 支払期限の猶予 ③ 請求→消滅時効の完成猶予，履行遅滞 ④ 免除 ⑤ 消滅時効の完成	他の連帯債務者に影響する（絶対的効力） ① 更改（民 § 438） ② 相殺（民 § 439 I） ③ 混同（民 § 440）

※ 債権者および他の連帯債務者の 1 人が別段の意思を表示したときは，当該他の連帯債務者に対する効力は，その意思に従う（民 § 441 ただし書）。

債権者代位権・詐害行為取消権

- ☐ 債権者は，その債権の期限が到来しない間は，保存行為を除き，債務者に属する権利（被代位権利）を行使することができない（民 § 423 II）。
- ☐ 債権者が債務者に属する権利（被代位権利）を行使した場合であっても，債務者は，被代位権利について，自ら取立てその他の処分をすることができる（民 § 423 の 5 前段）。
- ☐ 債権者は，詐害行為取消請求に係る訴えを提起したときは，遅滞なく，債務者に対し，訴訟告知をしなければならない（民 § 424 の 7 II）。
- ☐ 詐害行為取消請求を認容する確定判決は，債務者及びその全ての債権者に対してもその効力を有する（民 § 425）。
- ☐ 詐害行為取消請求に係る訴えは，債務者が債権者を害することを知って行為をしたことを債権者が知った時から 2 年を経過したときは，提起することができない。行為の時から 10 年を経過したときも，同様とする（民 § 426）。

TAC／W セミナー司法書士 令和3年度司法書士筆記試験 直前ポイントチェック

☑ 商法・会社法

監査役・監査委員・監査等委員の兼任禁止

監査役	監査役は、株式会社もしくはその子会社の取締役もしくは支配人その他の使用人または当該子会社の会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）もしくは執行役を兼ねることができない
監査委員	監査委員は、指名委員会等設置会社もしくはその子会社の執行役もしくは業務執行取締役または当該子会社の会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）もしくは支配人その他の使用人を兼ねることができない
監査等委員	監査等委員である取締役は、監査等委員会設置会社もしくはその子会社の業務執行取締役もしくは支配人その他の使用人または当該子会社の会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）もしくは執行役を兼ねることができない

社外取締役とは（次の①～⑤のいずれにも該当するものをいう）

①当該株式会社またはその子会社の業務執行取締役（代表取締役、代表取締役以外の取締役であって、取締役会の決議によって取締役会設置会社の業務を執行する取締役として選定されたものおよび当該株式会社の業務を執行したその他の取締役をいう。）もしくは執行役または支配人その他の使用人（業務執行取締役等）でなく、かつ、その就任の前10年間当該株式会社またはその子会社の業務執行取締役等であったことがないこと
②その就任の前10年内のいずれかの時において当該株式会社またはその子会社の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）または監査役であったことがある者（業務執行取締役等であったことがあるものを除く。）にあつては、当該取締役、会計参与または監査役への就任の前10年間当該株式会社またはその子会社の業務執行取締役等であったことがないこと
③当該株式会社の親会社等（自然人であるものに限る。）または親会社等の取締役もしくは執行役もしくは支配人その他の使用人でないこと
④当該株式会社の親会社等の子会社等（当該株式会社およびその子会社を除く。）の業務執行取締役等でないこと
⑤当該株式会社の取締役もしくは執行役もしくは支配人その他の重要な使用人または親会社等（自然人であるものに限る。）の配偶者または2親等内の親族でないこと

TAC／W セミナー司法書士 令和 3 年度司法書士筆記試験 直前ポイントチェック

☑ 不動産登記法

法定相続情報一覧図の保管および写しの交付の申出をする際の添付書面

- ① 法定相続情報一覧図
→被相続人の氏名、生年月日、最後の住所および死亡の年月日、相続開始の時ににおける同順位の相続人の氏名、生年月日および被相続人との続柄、作成の年月日を記載し、申出人が記名するとともに、その作成をした申出人またはその代理人が記名したもの
- ② 被相続人（代襲相続がある場合には、被代襲者を含む）の出生時からの戸籍および除かれた戸籍の謄本または全部事項証明書
- ③ 被相続人の最後の住所を証する書面
- ④ 相続開始の時ににおける同順位の相続人の戸籍の謄本、抄本または記載事項証明書
- ⑤ 申出人が相続人の地位を相続により承継した者であるときは、これを証する書面
- ⑥ 申出書に記載されている申出人の氏名および住所と同一の氏名および住所が記載されている市区町村長その他の公務員が職務上作成した証明書（当該申出人が原本と相違ない旨を記載した謄本を含む）
→申出人の本人確認をするために添付書面とされている。
- ⑦ 代理人によって法定相続情報一覧図の保管および写しの交付の申出をするときは、当該代理人の権限を証する書面

※ 1 法定相続情報一覧図に相続人の住所を記載したときは、その住所を証する書面を添付しなければならない。

※ 2 法定相続情報一覧図の写しの交付がされるときは、上記②から⑤までの書面（および※ 1 の書面）は申出人に返却される。

※ 3 申出人が法定相続情報一覧図の再交付の申出をするときは、①から⑤までの書面を添付することを要しない。

被相続人A名義の農地（甲土地）についてする登記と農地法所定の許可を受けたことを証する情報の提供の要否

事 例	要 否
相続を登記原因としてBへの所有権の移転の登記がされた後、従前の登記名義人ではないが、Aの相続人であるCに対し、真正な登記名義の回復を登記原因としてする所有権の移転の登記	×
Aが「第三者Xに甲土地を遺贈する」旨の遺言をしたため、遺贈を登記原因としてするXへの所有権の移転の登記	○
Aが「相続人の1人Bに甲土地を遺贈する」旨の遺言をしたため、遺贈を登記原因としてするBへの所有権の移転の登記	×
Aの共同相続人の名義とする所有権の移転の登記がされた後に、遺産分割の協議により共同相続人の1人に対してする持分の移転の登記	×
Aの共同相続人の名義とする所有権の移転の登記がされた後に、相続人の1人が他の共同相続人に対し相続分を贈与したことからする持分の移転の登記	×
Aの相続人がBCである場合に、相続を登記原因としてBの単有の名義とする所有権の移転の登記がされた後に、これをBCの共有の名義とする更正の登記	×

（○…要、×…不要）

TAC／W セミナー司法書士 令和 3 年度司法書士筆記試験 直前ポイントチェック

☒ 商業登記法

一般社団法人と一般財団法人における登記すべき事項の比較

登記すべき事項	一般社団法人	一般財団法人
評議員，仮評議員および評議員職務代行者	×	○
理事会を置く法人である旨	○	×
監事を置く法人である旨	○	×
監事を置く清算法人である旨	○	○
理事，監事または会計監査人の法人に対する責任の免除に関する規定	○	○
非業務執行理事等と法人が責任限定契約を締結することができる旨の定め		

(○→登記すべき事項である ×→登記すべき事項でない)